

～はじめに～

学校では、災害等さまざまな危機に備え、生徒の安全確保に万全を期しているところではございますが、万一の時のために保護者の皆様と日頃から共通理解を深めておくことが重要と考え、このしおりを配布いたします。皆様におかれましては、必ずご一読いただき、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

苦小牧市立開成中学校長

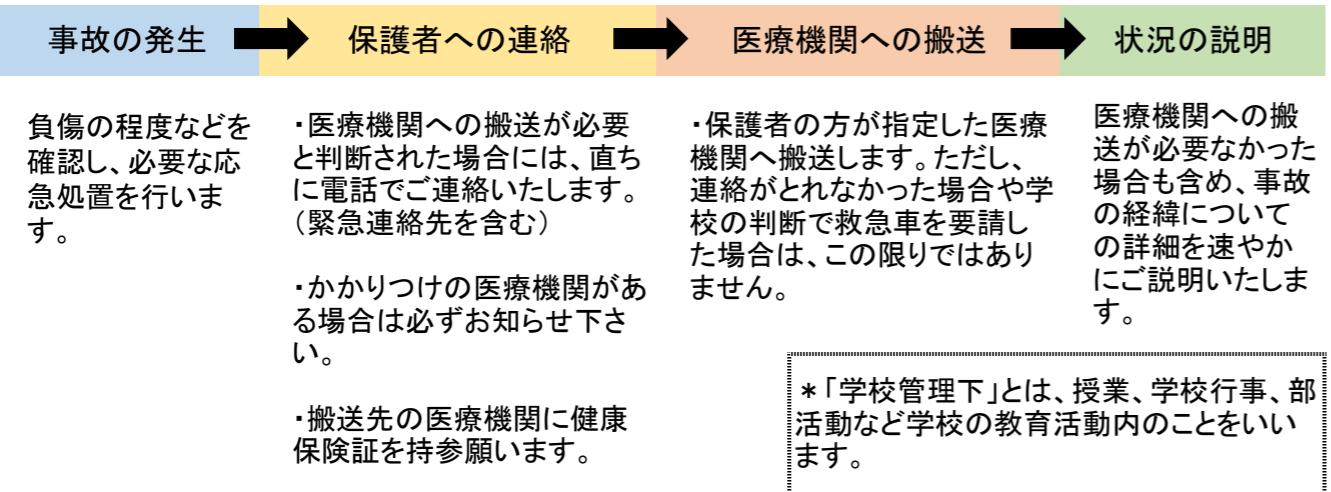
学校安全のしおり

苦小牧市立開成中学校
令和4年

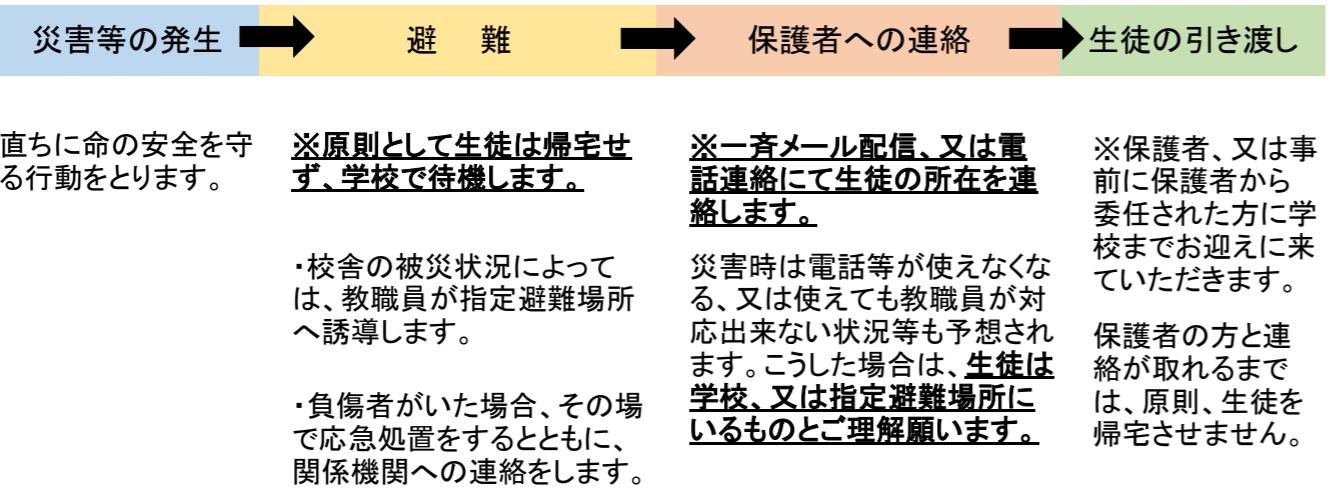
1 もしもの事故や自然災害が起きた場合

お子様が学校にいる間に、事故や災害等の危機が発生した場合、学校は原則として次の対応をとります。

(1) 学校管理下の事故の場合



(2) 自然災害等の場合



2 災害等に備え予防的措置をとる場合

気象警報が発表されるなど、生徒の登下校時の安全確保が難しいと判断される場合には、臨時休業等の予防的な措置がとられる場合があります。こうした場合は、一斉メール配信等によりお知らせいたします。

(1) 特別警報が発表された、又は発表が予想される場合

※ 特別警報とは
～気象災害、水害、地震、噴火などの重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合や警報の規模をはるかに超える甚大な被害が予想される場合に発表される警報です。
→ 臨時休業となります。

(2) 暴風警報・暴風雪警報の場合

①前日から警報の発表が予想され、登校時刻から下校時刻の間に警報期間がある場合
→前日19時までに臨時休業をお知らせいたします。

②当日に発表され、通学路の安全が確保できないと判断される場合
→教育委員会と協議の上、臨時休業とする場合があります。

(3) 大雨警報・大雨洪水警報の場合

①前日から警報の発表が予想され、加えて河川の氾濫や冠水などが予想される場合
→ 教育委員会と協議の上、臨時休業とする場合があります。

(4) 大雪警報の場合

①前日から警報の発表が予想され、加えて通学路の安全が確保できないと判断される場合
→前日19時までに教育委員会と協議の上、臨時休業とする場合があります。

②当日に発表され、加えて河川の氾濫や冠水等が予想される場合や、実際に氾濫などが発生している場合
→ 臨時休業とする場合があります。

②当日発表され、加えて通学路の安全が確保できないと判断される場合
→ 臨時休業とする場合があります。

＜登校後に警報が発表された場合＞

上記(2)～(4)の状況において警報発表時にすでに生徒が登校していた場合は、学校で待機せますので、保護者の方のお迎えをお願いします。

～おわりに～

事故や災害はいつ、どこで起きるかわかりません。学校としましては、いかなる場合においても生徒の安全確保を最優先に対応いたします。そのために、対応がその時の状況によって変わってくることがございます。この点についてもあらかじめご了承願います。